

愛知県の福祉医療制度の見直しに関する見直し素案

3障害同等の医療費助成見送り！

愛知県は障害者医療など福祉医療制度の見直し案を提示。（名家連ニュース 238 号参照）早ければ 4 月に最終案をまとめ、2014 年度に一部負担金を導入し、2017 年度からは所得制限も導入する方針です。精神障害者医療に関する見直し素案の原文を紹介します。

【見直しにあたっての基本的な考え方】

- ・手帳所持者の増加に伴い、精神障害者医療の公費負担が増大していることを踏まえると、全疾患とすることは当面見合わせるべきとの考えがある。
- ・県内市町村の実施状況は・入通院ともに全疾患に拡大しているところが 33 団体（うち 5 団体は 1/2 助成、1 団体は 2/3 助成）となっており、残りの 21 団体の制度拡大が期待でき、一部負担金を導入した場合には、公費支給額の増加を一定程度抑えることが可能である。

○これらのことから、精神障害者医療の対象疾患を全疾患に拡大するかについては、今後の検討事項とする。

○私たちは今日まで、3 障害同等の医療費助成を求めてきました。県当局は「今回の見直しの中で検討したい」と公式の場（愛知障害フォーラムとの懇談会及び県議会財政福祉委員会）で回答してきましたが、見直し案では「事実上の見送り」となっています。
○愛家連理事会では、負担増だけを盛り込み、医療費助成は「市町村に丸投げ」という県当局の姿勢に憤りの声が挙がりました。
○県内 30 市町村議会（1 月末現在）も「見直し案に対する意見書」を全会一致で採択しています。



見直すべきは『障害者医療差別』

○**障害者医療制度から精神障害者を除外するのは「行政による直接差別」**であり、憲法 14 条（法の下での平等）や地方自治法、障害者基本法の理念にも反しています。

○県当局は「障害者福祉予算額は 530～540 億、精神分野は 82 億、3 障害同等の医療費助成に要する予算額は 1 億 8 千万」と回答（愛知障害フォーラムとの懇談会）。精神の予算額の低さ（約 15%）や医療差別是正の予算措置額も僅かであることが判明しました。

○差別を是正する見直し案であれば、応益負担（一部負担金）には問題がありますが、応能負担（所得制限）には反対する社会的正当性は乏しいように思われます。

○4 月の最終案決定に向けた具体的行動（県会議員や県議団、県当局への働きかけ等）を愛家連代表者会議（23 日）で共有し、力を併せて医療差別に立ち向かっていきましょう。